

指定小児慢性特定疾病医療機関について

I 指定小児慢性特定疾病医療機関の要件

○以下の①②の要件を満たすこと

①保険医療機関であること。

②専門医師の配置、設備の状況から、小児慢性特定疾病に係る医療の実施につき十分な能力を有する医療機関であること。

II 指定小児慢性特定疾病医療機関の責務等

○厚生労働大臣が定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病に係る医療を行うこと。

○診療方針は、健康保険の診療方針の例によること。

○小児慢性特定疾病に係る医療の実施に関し、大分県知事の指導を受けなければならないこと。

III 指定の効力

○大分県知事から「指定小児慢性特定疾病医療機関」の指定を受ければ、他の都道府県等が認定した受給者証所持者にも医療を行うことができる。

IV 指定の有効期間

○指定小児慢性特定疾病医療機関の有効期間は、指定の日から6年間。指定を継続して受ける場合は、更新手続きが必要。

V 指定の申請手続

○申請先は、医療機関の所在地を管轄する大分県知事あて申請すること。

○「指定小児慢性特定疾病医療機関」指定申請書様式を使用し、必要事項を漏れなく記載、押印するとともに、必要な書類（役員名簿）を添付すること。

VI 申請事項の変更届出等

○指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、指定申請書に記載した事項のうち、下記の事項について変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に届け出ること。

①医療機関の名称及び所在地

②標榜している診療科名（病院・診療所の場合のみ）

③開設者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）

④役員の職名及び氏名（開設者が法人の場合）

○指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、下記の場合には速やかに届け出ること。

①当該医療機関の業務を休止し、廃止し又は再開したとき。

②医療法等による処分を受けたとき。

VII 指定の辞退

○指定小児慢性特定疾病医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

VIII 知事の監督等

○大分県知事は、必要があると認めるときは、医療機関の開設者等に対し報告や診療録等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。

○大分県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、療養担当規程又は診療方針に従っていないときは、当該医療機関の開設者に対し期限を定めて勧告することができる。

○大分県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、診療方針等に違反したとき、医療費の不正請求を行ったとき、命令に従わないとき等は、指定の取り消し等を行うことができる。

IX 指定小児慢性特定疾病医療機関の公表事項

○指定小児慢性特定疾病医療機関については、大分県のホームページなどで下記の事項を公表する。

①指定小児慢性特定疾病医療機関の名称及び所在地 等